

要 旨

第1章 我が国機械関係企業のアジア事業展開の現状

日本企業、特に機械関係企業にとって、海外事業展開は最重要経営課題の一つであり、その中でも、アジアは事業展開先として重要な位置を占める。近年では、アジアにおける中間所得層の取り込み等、より現地に密着した製品開発・生産・サポート体制が必要となっており、アジア域内においても、国境を跨ぐ事業展開が行われている。また、アジア域内でも国際分業が進む中で、アジア域内における「ミニ本社」としての地域統括会社の重要性が高まっている。

こうした中、我が国機械関係企業がアジア事業展開を行う上で留意すべき国際税務問題及び対応策としては、進出形態の検討、中国やインドを中心とする源泉地国課税の強化への対応、アジア諸国における各種の優遇税制の有効活用、税務上効率的なサプライチェーン・マネジメントの構築等が挙げられる。

また、我が国機械関係企業がアジア事業展開する上では、「税務リスク管理」により重点を置いた税務戦略の構築、アジア地域統括会社における税務組織・機能の強化等の観点から、グローバル税務マネジメントを構築及び強化すべきであると考えられる。

第2章 アジア展開に係る最近の国際税務問題と対応策

第 1 節 地域統括会社に係る国際税務上の論点

我が国機械関係企業がアジア展開を図る上で、アジア地域統括会社を保有する意義は、一般的に、域内の戦略立案、域内マーケティング機能、域内物流計画の立案・実行を担当する物流機能などが挙げられる。また、国際税務上の観点でも、アジア地域統括会社を活用することにより、優遇税制等のメリットを享受することができる。

しかしながら、本邦タックスヘイブン税制の適用を受ける場合には、地域統括会社の設立国における税務メリットを享受することができない可能性があるため、本邦タックスヘイブン税制の適用の有無が税務戦略では重要なポイントとなる。本邦税務上、以前は、地域統括会社は税務メリットのみを享受することを目的として設立

されるという考え方を採っていたが、最近では、地域統括会社にも一定の経済合理性を認めて要件を満たす場合には本邦タックスヘイブン税制を適用しないこととされたところである。

したがって、本邦タックスヘイブン税制における統括会社の特例を活用することにより、現地国の税務上のメリットを享受することも可能であり、アジア地域における経営戦略を検討する上では、その有効活用を検討すべきものと考えられる。

第 2 節 我が国機械企業による中国事業展開上の国際税務問題

我が国機械関係企業による海外事業展開の中でも、近年益々、(生産地としてのみならず、販売先としての)中国の重要性が高まっている。

日本企業が中国において事業展開する際には、近年、特に次の国際税務問題に留意すべきである。

- 租税条約上の恩典適用時の「受益者」認定の厳格化
- 非居住企業に対する持分譲渡所得に対する課税強化(特に中国法人株式を保有する中間持株会社の株式を譲渡する場合(間接譲渡)の留意点)
- 企業再編取引における課税繰延べ要件の厳格化
- 中国国内における役務提供や駐在員に係る恒久的施設(PE)課税の強化

参考：韓国多国籍企業のグローバル・タックスマネジメントの現状

韓国多国籍企業における税務部門の機能、管理体制、評価制度等のグローバル税務マネジメントについては、概して、日本企業のグローバル税務マネジメントと類似する部分が多く、大きな隔たりはないものと思われる。

日本企業と比較した場合の韓国多国籍企業におけるグローバル税務マネジメントの特徴は次の通りである。

- M&A はじめとする特別プロジェクト等を中心とする、外部専門家の積極的な活用
- 税務部門内における移転価格専門チームの配置等、移転価格税制に対する注力